

ひろしま S-1 サミット 2018 開催要綱

1 主 旨

障害のある人たちが利用している障害者施設等では、障害のある人の経済的自立を目的として生産活動等に取り組んでいるところが多いが、その中で食品を主体とした生産活動に取り組んでいる事業所数は近年増加傾向にあり、商品の品質等は決して低いものではないため、ひろしま S-1 サミット 2018 の開催により、出展施設がお互いに凌ぎを削り交流を図ることで、更なる品質向上につなげ、障害のある人たちの生産活動の活性化、並びに広く県民に障害のある人たちの活動状況や障害者福祉について関心を持ってもらうきっかけとする。

2 主 催

広島県

3 実施主体

公益社団法人 広島県就労振興センター

〒732-0816 広島県広島市南区比治山本町1-2-2 広島県社会福祉会館 3階

電話 082-252-3100 / F A X 082-252-3155 / E-mail hwpc@axel.ocn.ne.jp

4 後 援（予定）

社会福祉法人広島県社会福祉協議会 広島県知的障害者福祉協会

広島県身体障害者施設協議会 きょうされん広島県支部

広島県精神障害者支援事業所連絡会 広島県洋菓子協会 広島県商工会連合会

千羽鶴未来プロジェクト（順不同）

5 開催日時

1次選考：平成30年9月28日（金） 10時～17時

本 選：平成30年11月23日（金・祝） 9時～16時

6 場 所

1次選考：広島県庁 本館 403 会議室

本 選：広島市内で調整中

7 ひろしま S-1 サミットの目的

S-1 とは「障害のある人たちが利用する施設・作業所で製造しているスナックやスイーツを主体とした品評会」であり、それらの頭文字の S に由来している。また「サミット」という表現を名称に取り入れることにより、参加いただく地域等を代表して出品いただくことで、各施設間が互いに切磋琢磨をしい交流を深めることで、より

良質な商品作りや仕事作りにつなげ、施設を利用する障害のある人の経済的自立を目指していく。

また、県民にも福祉関係のイベントという先入観からではなく、楽しみや遊び心を持ってイベントに来場していただくことで、自然と障害のある人の福祉に触れてもらうことを目的とする。

8 出品対象施設・事業所

広島県内の福祉施設・事業所で、保健所より食品製造許可を交付され、菓子等を生産する障害者福祉施設・事業所

9 選考対象商品

ケーキ、アイス、クッキー、せんべい、かりんとう等のお菓子類

10 部 門

スイーツ(アイス・ケーキ・プリン等)、スナック(クッキー・せんべい・あられ等)の2部門にてそれぞれ審査を行う。

ただし、申し込み段階において、どちらかの部門の出品事業所が3事業所以下の場合は部門分けをせず、総合的な判断を行う。

11 選考方法

○ 1次選考：専門審査員による選考(商品の製造過程及び商品の味、パッケージ等に関わるプレゼンテーション、試食)を行い、それぞれの部門より上位を選出する。

(選出事業所数は、申し込み事業所数に応じて、比率分けを行う。)

○ 本 選：1次選考において、評価の高い最大10事業所が本選に出場する。

来場者に一般審査員として参加券を購入していただき、全商品を試食していただく。その中で部門ごとに一番おいしいと思う1品ずつに投票を行う。

あわせて、専門審査員による審査得点が加点される。

12 1次選考 専門審査員の構成

専門審査員は、製菓業を営む有識者、製菓関係団体、流通業界(デパート等の小売業)等で構成する。

13 賞の種類

① 最優秀賞 各部門1商品ずつとし、広島県知事賞を授与する。

(一般審査員及び専門審査員の合計点数の1番高いもの)

⇒味、品質、パッケージ、商品コンセプト等すべてにおいて秀でたもの。

② 優秀賞 各部門1商品ずつ(最優秀賞を除く上位1品ずつ)とし、広島県就労振興センター会長賞を授与する。

⇒味、品質、パッケージ、商品コンセプト等が良質なものを。

※ただし、部門分けを行わない場合は、この限りではない。

- ③ 審査員特別賞 全部門から1商品とし、審査員特別賞を授与する。

⇒地元の素材をうまく使用しているなど、審査員長が認めたもの。

14 出品にかかわる条件

- ① 1事業所当たり1部門につき1品目までとする。
※ただし、部門分けを行わない場合は、この限りではない。
- ② 製造している商品が生産物賠償責任保険（PL保険）などに加入していること。
- ③ 商品の製造元が事業所であり食品製造許可を受けていること。（出品施設は、申込時に食品製造許可証の写しを事務局に提出すること。）
- ④ 1次選考において、製造工程における利用者の関わりや商品へのこだわり等を含むプレゼンテーションを行うこと。
- ⑤ 1次選考、本選において、試食提供を無償で行うこと。
- ⑥ ひろしまS-1サミット2012～2017において、最優秀賞を受賞していない商品であること。
- ⑦ 外部販売が可能な商品であること。（パッケージに食品表示が適正にされていること。賞味期限が1週間以上ある商品であること。または、冷凍保存による販売が可能な商品であること。）
- ⑧ 1次選考の時点で販売実績があり、既に商品化されていること。
（ただし、1次選考の時点で販売実績はないが商品化のめどが立っている商品に関しては、商品化までの計画書を提出し、その計画書も含めて審査を行う。）
- ⑨ 1次選考、本選も含め会場での切り分け、盛り付け（トッピング、調理等）をしない状態で提供、出品できること。
- ⑩ 1次選考の専門審査員の意見を受けて商品を改良した場合は、本選1週間前までに事務局へ届け出を行うこと。

15 参加券収入の扱い

参加券収入は開催費用に充てるものとする。

16 入賞施設、賞品の情宣等

入賞施設並びに入賞商品については、「ひろしまS-1サミット〇賞受賞」等の事務局が承諾する文言並びにロゴを使用しての宣伝を行うことができる。

また、最優秀賞受賞商品については、「ひろしま夢ぷらざ」での店内販売（1か月）と出展事業所商品の店頭販売（1日）を実施する。（販売の日程調整や商品内容の選定については事務局で行う。）

さらに、広島県就労振興センターが参加する商談会等への出品依頼を行う場合がある。

17 ノミネート商品等の販売について

1次選考を通過した事業所の商品に関しては、本選終了後、「ふれ愛プラザ」において販売を行う。

18 留意事項

- ① 応募内容に不備がある場合又は事務局が必要と判断した場合は、別途書類の提出を求める場合がある。書類提出等必要な手続きに応じられない場合、応募が無効となる場合がある。
- ② すべての応募商品は、主催者等Webサイトで紹介するほか、チラシ等でのPRに活用する場合がある。また、その際、公開媒体の都合や表記統一のため、当該作品内容を適宜、修正する場合がある。
- ③ 審査結果等の権利の第三者への譲渡は禁止する。
- ④ 予選会の審査内容や結果等に関する問い合わせには、自事業所の内容以外は原則応じないものとする。
- ⑤ 本選の審査内容や結果等に関する問い合わせには、原則応じないものとする。
- ⑥ 本要綱の内容に反する事象が発生した場合、事務局は、審査中であっても、主催者及び専門審査員と協議し、該当者に対して必要な指示を行う。また、本選終了後においても主催者及び専門審査員の協議により、必要な処分を行う場合がある。
- ⑦ 一次選考及び本選をマスコミに公表する場合があります。
- ⑧ 本要綱の定めのない事項が発生した場合には、事務局は、主催者及び専門審査員と協議し、当該事業所に通知する。